

平成 17 年度 江戸川区「行政評価」事務事業分析シート

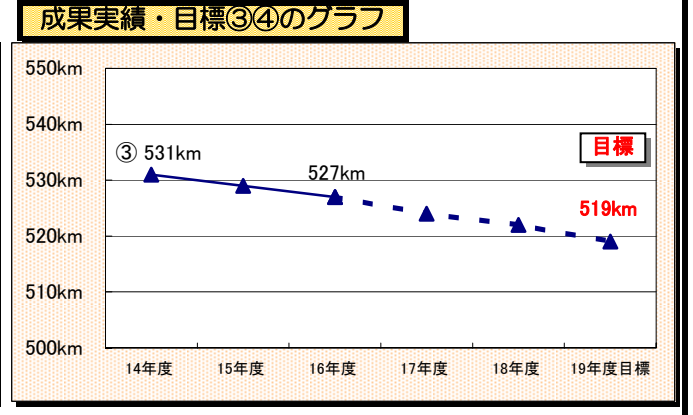
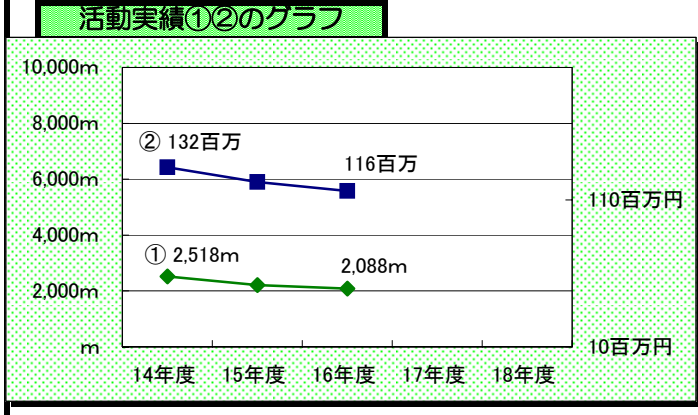
整理番号	31	作成日	平成 17 年 6 月 20 日
事業名	細街路拡幅整備事業		
所属名	土木部 庶務課 拡幅整備係	電話番号	(03) 5662-8369

事業の目的・課題	事業の目的及び概要
	区内の道路幅4.0mに満たない道路を、街の安全性や快適な住環境づくりをするため、建物の建替えなどの機会を捉えて後退用地を確保し、区が4.0mの道路に拡幅整備します。 また、17年度から建築主・土地所有者も自ら拡幅工事の実施ができるよう助成制度を設け、事業の促進を図っています。
	事業の開始年度 平成8年
	現在の課題
	当面、区の直営事業と助成制度を併用し、整備率の上昇とそれに見合う投資額を考察します。

対象	事業の対象者と動向	<input type="checkbox"/> 区民全体 <input type="checkbox"/> 対象年齢あり ()
	[細街路後退残延長・各年4月1日現在]	<input checked="" type="checkbox"/> 対象条件 (細街路沿道延長531,071m)
	14年度 15年度 16年度 17年度 18年度 対象の傾向	
	2,518m 2,206m 2,088m 2,650m 2,500m → 横ばい	
活動状況	備考 :	区道,私道で4.0m未満の細街路に接した家屋、土地を所有していて、建築基準法等で4.0mに後退の義務のある方
	活動指標	
	① 各年の細街路後退延長	細街路申請により、拡幅工事を実施した延長
	② 各年の細街路後退工事費用	上記実施延長の投資額

活動実績		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
	①	2,518m	2,206m	2,088m	m	m
	②	132百万円	122百万円	116百万円	百万円	百万円

成果指標		成果・目標指標名	成果・目標指標の説明					
	③	整備残延長	H8から今後H19年までに細街路を後退是正した残延長					
	④							
成果実績・目標		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度目標	目標値設定の説明
	③	531Km	529Km	527Km	Km	Km	519Km	各年2,500mを施工します。
	④						0	



事業名 細街路拡幅整備事業

実施の根拠となる法令等 建築基準法

民間委託やボランティアなどとの協働の状況

なし あり

委託等の内容 ()

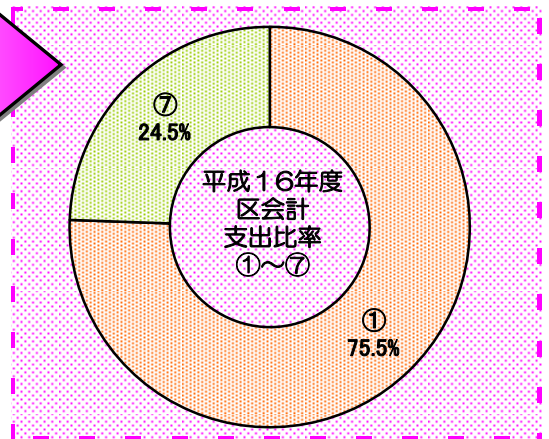
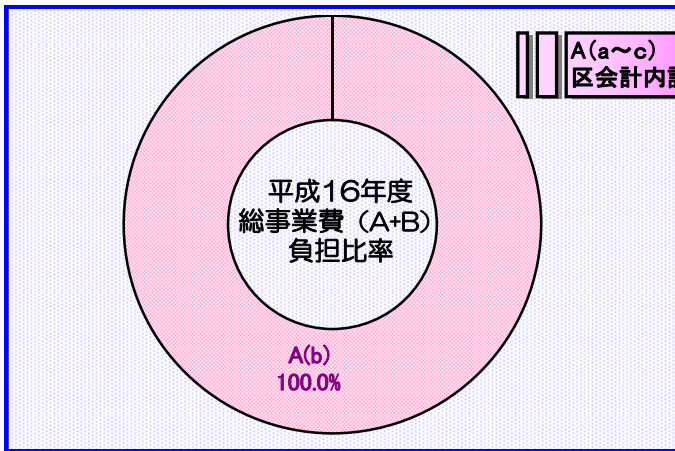
対象事業に関連する他の事業

	事業名	事業概要
①		
②		
③		

その他背景・他の自治体の状況等

東京都22区においてはほとんどの区が助成金で細街路の後退をはかっています。

16年度総事業費 (A+B) 154,214千円



A 区の会計内訳 (a~c) 154,214千円

A(a) 国都支出金 (歳入)	0千円
A(b) 区負担分	154,214千円
A(c) 受益者負担 (歳入)	0千円

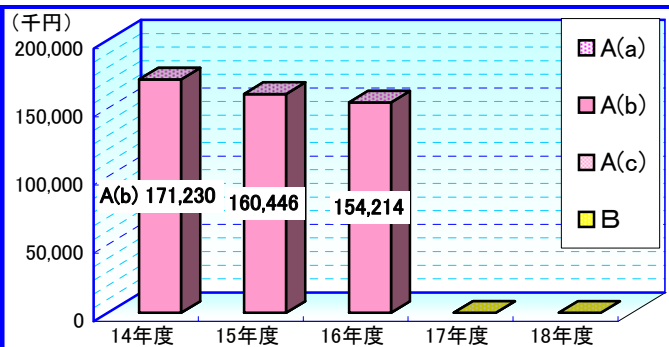
支出内訳 (①~⑦)

① 細街路拡幅整備費	116,411千円	細街路の拡幅整備に要した 工事費用
②	0千円	
③	0千円	
④		
⑤		
⑥		
⑦ 区職員の人件費	37,803千円	

B 利用者が事業者等へ直接支払う額

	0千円
--	-----

総事業費の経年変化 (14年度~)



ア 常勤職員	4.6人
イ 非常勤職員	0.0人
ウ 臨時職員	0.0人

16年度
1m施工するのにかかる経費
細街路整備

73,857円/m

経費の説明

経費のうち、7割以上が整備にかかる工事費用です。

経費は全額 区が負担しています

平成17年度 江戸川区「行政評価」内部評価シート

整理番号	31	事業名	細街路拡幅整備事業
------	----	-----	-----------

所属名	土木部 庶務課 拡幅整備係
-----	---------------

所 管 課 長 評 価

←
⇔
→
 そう思う ←→ そう思わない

評価項目	評点	5	4	3	2	1	備 考
【必要性・代替性】							
1	区が実施すべき事業である。	○					放置すると後退部分の確保が図れない。
2	目的を達成するために他の手段がある。				○		後退部分の買収－土地評価を考える－経費の増加
【実績】							
3	目的を果たすために有効な事業である。		○				私有地の抛出を求めため、飛躍的な実績は難しい
4	事業の成果を上げている。		○				が、徐々に良好な道路が確保されている。
【公平性】							
5	対象者や実施回数、助成額等は適切である。		○				今年度から助成制度を実施している。
6	受益者負担を検討する必要がある。					○	法で空地として定めている。
【協働の可能性】 ※既に実施している場合は、拡大・維持・縮小の可能性として評価							
7	ボランティアやNPOの活用が可能である。					○	利害が大き過ぎる
8	民間委託の可能性はある。		○				区が助成することによって拡大の可能性はある。
【効率性】							
9	工夫や改善が必要である。			○			委託、助成均、補助金等を利用して事務量の軽減を
10	経費を削減できる可能性がある。				○		図り、経費の削減を考える。

所 管 部 長 の 意 見

区内に建築基準法に基づく4.0mに満たない細街路はH17. 4月現在263km有る。その道路に面している区民の防災上の安全と快適な生活を確保するために、これからも事務の工夫や改善を行い、経費の削減を図りながら着実に実施する必要がある。

平成17年度 江戸川区「行政評価」外部評価シート

整理番号	31	事業名	細街路拡幅整備事業
			所属名 土木部庶務課拡幅整備係

外部評価委員会評価

そう思う ←→ そう思わない

評価項目	評点	5	4	3	2	1	備考
【必要性・代替性】							
1	区が実施すべき事業である。	○					
2	目的を達成するために他の手段がある。				○		
【実績】							
3	目的を果たすために有効な事業である。		○				
4	事業の成果を上げている。		○				
【公平性】							
5	対象者や実施回数、助成額等は適切である。		○				
6	受益者負担を検討する必要がある。						受益者の特定が困難で評価しづらい
【協働の可能性】 ※既に実施している場合は、拡大・維持・縮小の可能性として評価							
7	ボランティアやNPOの活用が可能である。				○		
8	民間委託の可能性はある。				○		
【効率性】							
9	工夫や改善が必要である。			○			
10	経費を削減できる可能性がある。			○			

外部評価委員会の意見

- ・現在の事業ペースでいくと事業が完成するまで、あと200年ほどかかることとなる。極めて長期的なプランであるが、今後も粘り強く推進してほしい。
- ・ある程度は強制的に事業を進める必要があるのではないか。このままでは永遠に終わらない気がするが。
- ・区民の協力が不可欠な、非常に困難な事業であるが、区ではよくやっている方だと評価している。
- ・敷地を後退させることは、区民にとって大きな負担となるが、緊急車両が通行できる道幅の確保ができるなど、土地を提供した人や近隣住民にとって非常に大きな恩恵を得ることができる。重要な事業であると感じる。